19 歳以上 23 歳未満の者に関する被扶養者に係る認定について

令和 7（2025）年度税制改正において特定扶養控除の見直し等が決定されたことを踏まえ、健康保険に関する被扶養者の認定についても下記のとおり運用を変更しますのでお知らせいたします。

記

1．以下の①②の両方を満たす者について、年間収入要件を「130 万円未満」から「150 万円未満」に変更する。
①各年の 12 月 31 日における年齢が 19 歳以上 23 歳未満であること（具体例は FAQ の Q1 をご参照ください。）
②被保険者から見た続柄が配偶者（被保険者の妻または夫）でないこと

2．適用対象：**2025 年 10 月 1 日以降**の被扶養者認定（認定日を遡る場合の取扱いは Q4 のとおりです。）

FAQ（厚生労働省が公表している Q&A より抜粋）

Q1

年齢要件は、いつの時点の年齢で判定するのか
→税制改正における取扱いと同様、12 月 31 日現在（※）の年齢で判定します。
（※）民法の期間に関する規定が準用され、年齢は誕生日の前日において加算する形で取り扱います。そのため、誕生日が 1 月 1 日の場合は、前年の 12 月 31 日において年齢が加算されたものとして取り扱います。

＜認定対象者の誕生日と認定年における年齢・収入基準の具体例＞

年間 130 万円未満	年間 150 万円未満

（表中は **12 月 31 日時点の**年齢）

認定年→ ↓誕生日	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年
2007 年 1 月 2 日～2008 年 1 月 1 日	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳
2006 年 1 月 2 日～2007 年 1 月 1 日	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳
（中略）						
2003 年 1 月 2 日～2004 年 1 月 1 日	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳
2002 年 1 月 2 日～2003 年 1 月 1 日	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳

Q2

「学生であること」は要件ではないのか。
→税制改正における取扱いと同様、学生であることは要件ではありません。

Q3

収入額以外の要件は変更ないのか。
→収入額以外の要件は従前と変更ありません。

Q4

適用開始日以降の申請で、認定日を 2025 年 9 月 30 日以前に遡る場合における収入基準は？
→年間 130 万円未満となります。

以上